

<h1>静岡市報</h1>	No. 140
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目次

規 則

- 静岡市南アルプス赤石温泉白樺荘条例施行規則の一部を改正する規則・・・1
- 静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則・・・3
- 静岡市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則・・・6
- 静岡市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則・・・9
- 静岡市事務専決規則の一部を改正する規則・・・12
- 静岡市予算規則の一部を改正する規則・・・14

教育委員会規則

- 静岡市立高等学校学則の一部を改正する規則・・・15

規 則

静岡市規則第105号

静岡市南アルプス赤石温泉白樺荘条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年10月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市南アルプス赤石温泉白樺荘条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市南アルプス赤石温泉白樺荘条例施行規則（平成20年静岡市規則第88号）の一部を次のように改正する。

第4条中「使用料」を「条例第11条第2項の利用料金（以下「利用料金」という。）」に改める。

第5条を次のように改める。

(利用料金の承認手続等)

第5条 指定管理者は、利用料金について、条例第11条第3項に規定する市長の承認を受けようとするときは、静岡市南アルプス赤石温泉白樺荘利用料金承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用料金について承認をしたときは、静岡市南アルプス赤石温泉白樺荘利用料金承認証(様式第4号)を指定管理者に交付する。

3 前項の規定により利用料金の承認を受けた指定管理者は、当該承認に基づき利用料金を決定しなければならない。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を決定したときは、第2項に規定する承認証を利用者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を市民に公表しなければならない。

5 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況について、その翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

第10条を第12条とし、第9条を第11条とし、第8条中「第13条」を「第12条」に改め、同条を第10条とし、第7条を第9条とし、第6条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

(減額又は免除の基準)

第6条 条例第11条第4項に規定する規則で定める利用料金の減額又は免除の基準は、次の各号に掲げるとおりとし、減額し、又は免除する利用料金の額は、当該各号に定める額とする。

(1) 国又は地方公共団体が公用のため利用するとき 利用料金の全額

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき 市長が減額し、又は免除する必要があると認める額

2 指定管理者は、条例第11条第4項の規定により利用料金を減額し、又は免除したときは、その内容を前条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(還付の基準)

第7条 条例第11条第5項に規定する規則で定める利用料金を還付する場合は、市長が特別の理由があると認めるときとする。

2 指定管理者は、条例第11条第5項の規定により利用料金を還付したときは、その内容を第5条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

様式第1号及び様式第2号中「使用料」を「利用料金」に改める。

様式第3号及び様式第4号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第5号中「第6条関係」を「第8条関係」に改める。

様式第6号中「第8条関係」を「第10条関係」に、「第13条」を「第12条」に改める。

様式第7号及び様式第8号中「第8条関係」を「第10条関係」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

静岡市規則第106号

静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年10月28日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市介護保険条例等施行規則(平成15年静岡市規則第71号)の一部を次のように改正する。

目次中「第46条」を「第45条の9」に改める。

第6章中第46条の前に次の4条を加える。

(条例第9条第2項第7号の規則で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるもの)

第45条の9 条例第9条第2項第7号の規則で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長（以下この条及び第45条の12において「厚生労働大臣等」という。）が法第115条の33第1項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者等による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者等が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定居宅サービス事業者等が当該指定取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められないものとする。

(条例第9条第2項第8号の規則で定めるもの等)

第45条の10 条例第9条第2項第8号に規定する申請者の親会社等（以下この条において「申請者の親会社等」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 申請者（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を保有している者
- (2) 申請者（持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。以下この条において同じ。）である場合に限る。）の資本金の過半数を出資している者
- (3) 申請者の事業の方針の決定に関して、前2号に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者

2 条例第9条第2項第8号の規則で定める申請者の親会社等がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。

- (1) 申請者の親会社等（株式会社である場合に限る。）が議決権の過半数を保有している者
- (2) 申請者の親会社等（持分会社である場合に限る。）が資本金の過半数を出資している者
- (3) 事業の方針の決定に関する申請者の親会社等の支配力が前2号に掲げる者と同等以上であると認められる者

3 条例第9条第2項第8号の規則で定める申請者がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。

- (1) 申請者（株式会社である場合に限る。）が議決権の過半数を保有している者
- (2) 申請者（持分会社である場合に限る。）が資本金の過半数を出資している者
- (3) 事業の方針の決定に関する申請者の支配力が前2号に掲げる者と同等以上であると認められる者

4 条例第9条第2項第8号の規則で定める密接な関係を有する法人は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。

- (1) 申請者の重要な事項に係る意思決定に関与し、又は申請者若しくは申請者の親会社等が重要な事項に係る意思決定に関与していること。
- (2) 条例第7条若しくは第8条又は法第41条、第42条の2、第46条、第53条、第54条の2若しくは第58条の規定により市長の指定を受けた者であること。
- (3) 次のアからコまでに掲げる申請者の区分に応じ、それぞれアからコまでに定めるサービスを 행っていたこと。

ア 居宅サービス（特定施設入居者生活介護を除く。以下この号アにおいて同じ。）に係る

- 登録又は指定の申請者 条例第7条第1項に規定する登録を受けて実施する基準該当居宅サービス又は指定居宅サービス（法第41条に規定する指定居宅サービスをいう。以下この号において同じ。）に該当する法第8条1項に規定する居宅サービスのうちいずれか1以上のサービス
- イ 特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者 指定居宅サービスに該当する法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護
- ウ 地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。以下この号ウにおいて同じ。）に係る指定の申請者 指定地域密着型サービス（法第42条の2に規定する地域密着型サービスをいう。以下この号において同じ。）に該当する法第8条第14項に規定する地域密着型サービスのうちいずれか1以上のサービス
- エ 認知症対応型共同生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者 指定地域密着型サービスに該当する法第8条第19項に規定する認知症対応型共同生活介護又は同条第20項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護
- オ 居宅介護支援事業に係る登録又は指定の申請者 条例第8条第1項に規定する登録を受けて実施する基準該当居宅介護支援又は法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援
- カ 介護予防サービス（介護予防特定施設入居者生活介護を除く。以下この号カにおいて同じ。）に係る登録又は指定の申請者 条例第7条第1項に規定する登録を受けて実施する基準該当介護予防サービス又は指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する介護予防サービスをいう。以下この号において同じ。）に該当する法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスのうちいずれか1以上のサービス
- キ 介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者 指定介護予防サービスに該当する法第8条の2第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護
- ク 地域密着型介護予防サービス（介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。以下この号クにおいて同じ。）に係る指定の申請者 指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2に規定する地域密着型介護予防サービスをいう。以下この号において同じ。）に該当する法第8条の2第14項に規定する地域密着型介護予防サービスのうちいずれか1以上のサービス
- ケ 介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者 指定地域密着型介護予防サービスに該当する法第8条の2第17項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護

コ 介護予防支援に係る登録又は指定の申請者 条例第8条第1項に規定する登録を受けて実施する基準該当介護予防支援又は法第58条第1項に規定する指定介護予防支援

5 前条の規定は、条例第9条第2項第8号の規則で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものについて準用する。

(聴聞決定予定日の通知)

第45条の11 条例第9条第2項第10号及び第3項第10号の規定による通知をするときは、条例第11条又は法第76条第1項、第83条第1項、第115条の7第1項若しくは第115条の27第1項の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を通知するものとする。

(条例第9条第3項第7号の規則で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるもの等)

第45条の12 条例第9条第3項第7号の規則で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、厚生労働大臣等が法第115条の33第1項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者等による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅介護支援事業者等が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定居宅介護支援事業者等が当該指定取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められないものとする。

2 前項の規定は、条例第9条第3項第8号の規則で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるもの及び同項第12号エの規則で定める同号に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものについて準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第107号

静岡市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年10月28日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市駐車場条例施行規則（平成15年静岡市規則第226号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条第1項中「、清水駅東口駐車場」を削る。

第5条中「回数駐車券」を「静岡駅北口地下駐車場及び草薙駅前駐車場の回数駐車券」に改める。

第6条中「定期駐車券」を「草薙駅前駐車場の定期駐車券」に、「次に掲げる枚数」を「120枚」に改め、第1号及び第2号を削る。

第10条第1項中「定期利用者」を「草薙駅前駐車場の定期利用者」に、「を交付され」を「の交付を受け」に改める。

第11条第4項中「清水駅東口駐車場及び」を削る。

第17条を第24条とする。

第16条第2項第2号中「市が支払うべき管理費用」を「市へ支払うべき納付金」に改め、同条を第23条とする。

第15条中「様式第10号」を「様式第12号」に改め、同条第1号中「様式第11号」を「様式第13号」に改め、同条第2号中「様式第12号」を「様式第14号」に改め、同条を第22条とし、第14条の次に次の7条を加える。

（利用料金の納付等）

第15条 清水駅東口駐車場を利用する者は、自動車を出場させるときに、駐車時間に対応する条例第18条第2項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）を納付するものとする。

（清水駅東口駐車場の回数駐車券）

第16条 条例第12条の3に規定する清水駅東口駐車場の回数駐車券は、様式第3号とする。

2 指定管理者は、清水駅東口駐車場の回数駐車券に係る利用料金の納付を受けたときは、領収書を交付する。

（清水駅東口駐車場の定期駐車券の発行枚数の限度）

第17条 条例第12条の4第2項に規定する清水駅東口駐車場の定期駐車券の1月当たりの発行の枚数は、110枚を限度とする。

（清水駅東口駐車場の定期駐車券による利用料金の納付等）

第18条 清水駅東口駐車場の定期利用者は、第8条の規定により定期駐車券の交付を受けたときは、利用料金を納付しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により利用料金の納付を受けたときは、領収書を交付するものとする。

3 第15条の規定は、定期利用者が定期駐車券により清水駅東口駐車場を利用する場合には、適用しない。

(利用料金の承認手続等)

第19条 指定管理者は、利用料金について、条例第18条第3項に規定する市長の承認を受けようとするときは、静岡市清水駅東口駐車場利用料金承認申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用料金について承認したときは、静岡市清水駅東口駐車場利用料金承認証(様式第11号)を指定管理者に交付する。

3 前項の規定により利用料金の承認を受けた指定管理者は、当該承認に基づき利用料金を決定しなければならない。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を決定したときは、第2項に規定する承認証を清水駅東口駐車場の利用者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を市民に公表しなければならない。

5 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況について、その翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(利用料金の減額又は免除の基準等)

第20条 条例第18条第4項に規定する規則で定める利用料金の減額又は免除の基準は、次の各号に掲げるとおりとし、減額し、又は免除する利用料金の額は、当該各号に定める額とする。

(1) 国又は地方公共団体が公用のために利用するとき 利用料金の全額

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき 市長が減額し、又は免除する必要があると認める額

2 指定管理者は、条例第18条第4項の規定により利用料金を減額し、又は免除したときは、その内容を前条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(利用料金の還付の基準)

第21条 条例第18条第5項に規定する規則で定める利用料金を還付する場合は、市長が特別の理由があると認めるときとする。

2 指定管理者は、条例第18条第5項の規定により利用料金を還付したときは、その内容を第19条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

別表の2清水駅東口駐車場の表を削り、同表の3草薙駅前駐車場の表を同表の2草薙駅前駐車場の表とする。

様式第1号(1)中「午前6時30分」を「午前5時30分」に改める。

様式第2号及び様式第4号中「清水駅東口駐車場用及び草薙駅前駐車場用」を「草薙駅前駐車場用」に、「静岡市 駐車場」を「静岡市草薙駅前駐車場」に改める。

様式第7号中「静岡市 駐車場」を「静岡市草薙駅前駐車場」に改める。

様式第12号中「第15条関係」を「第22条関係」に改め、同様式を様式第14号とする。

様式第11号中「第15条関係」を「第22条関係」に改め、同様式を様式第13号とする。

様式第10号中「第15条関係」を「第22条関係」に、「第15条の」を「第22条の」に改め、同様式を様式第12号とし、様式第9号の次に次の2様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

2 静岡市清水駅東口駐車場の利用に係る利用料金の決定に関し、必要な手続きその他の行為は、この規則の施行前においても、この規則による改正後の静岡市駐車場条例施行規則第19条第1項から第3項までの規定の例により行うことができる。

静岡市規則第108号

静岡市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年10月28日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市自転車等駐車場条例施行規則（平成15年静岡市規則第227号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「市長」を「市長等（静岡市清水駅東口自転車等駐車場以外の駐車場にあっては市長を、静岡市清水駅東口自転車等駐車場にあっては条例第20条の規定による指定を受けて駐車場の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）をいう。以下同じ。）」に改め、同条第2項中「市長」を「市長等」に改め、同条第3項第1号中「定期利用カード」を「定期駐車票」に改める。

第3条及び第4条中「市長」を「市長等」に改める。

第7条第1項中「規定により」の次に「静岡市清水駅東口自転車等駐車場以外の駐車場の」を加える。

第8条第1項中「市長」を「市長等」に改め、同条第2項中「定期利用許可」を「静岡市清水駅東口自転車等駐車場以外の駐車場の定期利用許可」に改める。

第10条第1項「市長」を「市長等」に、「第15条第1項」を「第16条第1項」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「第15条第1項」を「第16条第1項」に改める。

第11条中「第15条第3項」を「第16条第3項」に改め、同条の次に次の6条を加える。

（利用料金の承認手続等）

第12条 指定管理者は、条例第20条第2項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）について、同条第3項の規定に規定する市長の承認を受けようとするときは、静岡市清水駅東口自転車等駐車場利用料金承認申請書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用料金について承認したときは、静岡市清水駅東口自転車等駐車場利用料金承認証（様式第18号）を指定管理者に交付する。

3 前項の規定により利用料金の承認を受けた指定管理者は、当該承認に基づき利用料金を決定しなければならない。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を決定したときは、第2項に規定する承認証を静岡市清水駅東口自転車等駐車場の利用者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を市民に公表しなければならない。

5 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況について、その翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(利用料金の減額又は免除の基準)

第13条 条例第20条第4項に規定する規則で定める利用料金の減額又は免除の基準は、次の各号に掲げるとおりとし、減額し、又は免除する利用料金の額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 国又は地方公共団体が公用のために利用するとき 利用料金の全額
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき 市長が減額し、又は免除する必要があると認める額

2 指定管理者は、条例第20条第4項の規定により利用料金を減額し、又は免除したときは、その内容を前条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(利用料金の還付の基準)

第14条 条例第20条第5項に規定する規則で定める利用料金を還付する場合は、市長が特別の理由があると認めるときとする。

2 指定管理者は、条例第20条第5項の規定により利用料金を還付したときは、その内容を第12条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(指定管理者の指定の申請書類)

第15条 条例第21条の規定による申請は、静岡市清水駅東口自転車等駐車場指定管理者指定申請書(様式第19号)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 静岡市清水駅東口自転車等駐車場事業計画書(様式第20号)
- (2) 静岡市清水駅東口自転車等駐車場事業計画に関する収支予算書(様式第21号)
- (3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本
- (4) 役員名簿
- (5) 経営(事業)状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(協定の締結)

第16条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と静岡市清水駅東口自転車等駐車場の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 市へ支払うべき納付金に関する事項
- (3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号、様式第5号、様式第6号及び様式第12号に備考として次のように加える。

備考 静岡市清水駅東口自転車等駐車場の場合は、

「(宛先) 静岡市長

「(宛先) 指定管理者

を

名称

に替えること。

」

代表者氏名」

様式第16号の次に次の5様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし次項及び第3項の規定は公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 静岡市清水駅東口自転車等駐車場に係る指定管理者に係る指定管理者の規定に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、この規則による改正後の静岡市自転車等駐車場条例施行規則（次項において「改正規則」という。）第15条及び第16条の規定の例により行うことができる。
- 3 静岡市清水駅東口自転車等駐車場の利用に係る利用料金の決定に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、改正規則第12条第1項から第3項までの規定の例により行うことができる。

静岡市規則第109号

静岡市事務専決規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年11月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市事務専決規則の一部を改正する規則

静岡市事務専決規則（平成17年静岡市規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2個別専決事項1本庁個別専決事項局筆頭課に関する事項中「申し出」を「申出」に改める。

別表第2個別専決事項1本庁個別専決事項清流の都創造課に関する事項中「愛がん」を「愛玩」に改める。

別表第2個別専決事項3区役所個別専決事項地域総務課に関する事項を次のように改める。

地域総務課に関する事項

専決事項	専決者	副市長	区長	副区長	課長
1 予算の要求書の提出に関する事			○		
2 予算事項別明細書の提出に関する事					○
3 弾力条項用申請書の提出に関する事			○		
4 継続費調書の提出に関する事			○		
5 継続費繰越計算書及び継続費精算報告書の提出に関する事					○
6 繰越明許費繰越調書の提出に関する事			○		
7 繰越明許費繰越計算書の提出に関する事					○
8 事故繰越し繰越計算書の提出に関する事			○		
9 債務負担行為調書の提出に関する事			○		
10 予算の執行計画書の提出に関する事					○
11 歳入歳出予算科目新設依頼書の提出に関する事					○
12 歳出予算の流用の申請に関する事			3,000万円以上	3,000万円未満	1,000万円未満
13 歳出予算の流用に関する事（静岡市予算規則第30条第4項に規定する財政局長が別に指定する経費に限る。）			5,000万円以上	5,000万円未満	1,000万円未満

14 歳出予算予備費の補充の申出に関する事		○		
15 収支計画表の作成及び提出並びに会計管理者への通知に関する事				○
16 庁内の取締りに関する事（葵区役所を除く。）				○
17 警備員の勤務割りに関する事（葵区役所を除く。）				○
18 庁内遺失物に関する事（葵区役所を除く。）				○
19 電話の維持管理に関する事（葵区役所を除く。）				○
20 庁舎の使用許可に関する事（葵区役所を除く。）				○
21 共用自動車の配車に関する事（葵区役所を除く。）				○
22 物品の不用の決定（静岡市物品管理規則第31条第1項各号に掲げる物品に係るものに限る。）をすること（葵区役所を除く。）				○
23 定まった標準のある災害見舞金を支給すること				○
24 愛玩のための鳥獣飼養登録に関する事				○
25 区役所の職員の職務に専念する義務の免除に関する事（人間ドックの受診及び献血の実施に関するものに限る。）				○

別表第2個別専決事項3区役所個別専決事項蒲原支所に関する事項中「愛がん」を「愛玩」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市予算規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年11月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市予算規則の一部を改正する規則

静岡市予算規則（平成15年静岡市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「規定する地域活性化事業推進本部」の次に「、静岡市区の設置等に関する条例（平成16年静岡市条例第85号）第3条に規定する区役所」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

静岡市教育委員会規則第11号

静岡市立高等学校学則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年11月6日

静岡市教育委員会

委員長 高 野 康 代

静岡市立高等学校学則の一部を改正する規則

静岡市立高等学校学則（平成19年静岡市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

440人
400人

」を「

480人
360人

」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。